

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

子ども・子育て新システム 中間とりまとめがまとまる

7月27日（水）夕刻、「子ども・子育て新システム検討会議」の第3回会合が開催され、これまでワーキングチームで行なわれてきた議論の中間とりまとめが報告されました。

これを受けて、今後、政府は、税制抜本改革とともに早急に所要の法律案を国会に提出することを、全閣僚により構成する少子化社会対策会議において決定することが確認されました。

全日私幼連では、この中間とりまとめを受けて、同検討会議に関する現状の報告書を作成いたしました。

関連の資料等につきましては、各都道府県団体へお送りするとともに、全日私幼連のホームページに掲載する予定です。

[今号は7枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申し上げます。

※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針（仮称）ワーキングチームの会議資料等は、内閣府「子ども・子育て新システム検討会議」のホームページに掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

全日私幼連ホームページでは、[幼保一体化検討の経緯概要](#)、[東日本大震災の対応](#)などの資料を随時掲載しております。<http://www.youchien.com/>

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成 23 年 7 月 27 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で14回開催され、議論を重ねてきた。また、同時並行して、幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、他の2つのワーキングチームとともに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点として、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととした。

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

子ども・子育て新システム検討会議及びワーキングチームにおける 「幼保一体化」議論の主な論点に関する全日私幼連の意見

～ワーキングにおける中間とりまとめを受けての現状報告～

全日本私立幼稚園連合会

平成 21 年 12 月 8 日の閣議決定を端緒として、いわゆる「幼保一体化」構想が政府の重要政策課題の一つに位置づけられ、翌年 1 月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置されました。平成 22 年 6 月には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が示され、同年 9 月から三つのワーキングチームにおいて討議を重ね、平成 23 年 7 月に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が提示されました。

この間、本連合会においては、全国各地の幼稚園教育・私学教育の現場から寄せられた『子ども、保護者、教職員、地域の人々、設置者・園長先生の、思い・願い』をしっかりと受け止めて、子どもの最善の利益（子どもの権利条約第 3 条）を保障する観点から、学校教育法体系に位置づけられている幼児教育、幼稚園教育、私学教育の重要性と将来に亘る維持存続の必要性を各界各方面に主張してまいりました。

おかげさまで、多くの論点において本連合会の意見が反映されており、関係各位のご尽力の成果と深く感謝申し上げます。

然し、克服しなければならない重要論点が幾つも残されており、今後の政策形成プロセスを注視するとともに、叡智を結集して、これからも私達の思い・願いを発信してまいります。

1. ワーキングチーム開催までの経緯と全日私幼連の主たる意見

平成 21 年

12 月 8 日「明日の安心と成長のための緊急経済対策」

- ・幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革（閣議決定）

平成 22 年

1 月 29 日「子ども・子育てビジョン」（閣議決定）

- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援の制度構築

1 月 29 日「子ども・子育て新システム検討会議について」

- ・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討を行なうため、「子ども・子育て新システム検討会議」を開催すること、及び、会議の下に作業グループを設けること、並びに、構成員が決められた。（少子化社会対策会議決定）

3月以降、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（内閣府、総務、財務、文部科学、厚生労働、経済産業の各大臣政務官で構成）が、全日私幼連をはじめ保育所団体、経団連、連合等の関係各団体と順次ヒアリングを開催。

4月1日

- ・全日私幼連がヒアリングに臨み、意見表明＜要覧P173＞

4月30日

- ・全日私幼連と全私保連が共同緊急声明を発表＜要覧P174＞

6月4日

- ・全日私幼連が「子ども・子育て新システムの基本的方向」に関する意見を表明＜要覧P174＞

6月25日「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」

- ・子ども・子育て新システム検討会議決定

6月29日「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」

- ・少子化社会対策会議決定

7月以降、文部科学省が各地区において意見交換会を開催

9月16日「3つのワーキングチームを設置」

- ・子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

9月24日 第1回目の「基本制度ワーキングチーム」開催

- ・その後、平成23年7月6日まで、計14回開催(予定)
- ・平成23年7月6日に「中間まとめ(案)」を提示(予定)

9月29日 第1回目の「こども指針(仮称)ワーキングチーム」開催

- ・その後、平成23年6月13日まで、計6回開催

10月14日 第1回目の「幼保一体化ワーキングチーム」開催

- ・その後、平成23年5月25日まで、計9回開催

10月26日 全日私幼連「神戸大会緊急声明」

- ・全日私幼連「設置者園長全国研修大会(神戸市にて開催)」において全会一致で採択＜要覧P181＞

11月17日 全日私幼PTA連合会「幼保一体化に対する緊急アピール」

- ・全日私幼PTA連合会第25回全国大会「こどもがまんなかフォーラム2010(東京:CCレモンホールにて開催)」において採択
- ・「幼稚園制度の廃止を前提とした幼保一体化論に反対」署名運動:1542名＜要覧P186＞

2. ワーキングチームにおける主な論点に関する全日私幼連の意見と会議事務局案の変遷状況

(1)『幼稚園制度の廃止を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対』

第2回目の「幼保一体化ワーキングチーム」（平成22年11月1日開催）において、『現行の幼稚園制度及び保育所制度を廃止し、新に、教育施設としての性格と福祉施設としての性格を合わせ持つ「こども園（仮称）制度」を創設し、10年後の経過措置の後、幼稚園及び保育所はすべて「こども園（仮称）」に移行する』という案が検討会議の事務局イメージ案として提示された。

全日私幼連は、11月5日付けの「子ども・子育て新システムに関する全日本私立幼稚園連合会の主張」において、

『幼稚園制度の廃止を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対』を明確に表明した。〈要覧P186〉

さらに、全日私幼PTA連合会第25回全国大会「こどもがまんなかフォーラム2010（東京：CCレモンホールにて開催）」において「幼保一体化に対する緊急アピール」〈要覧P189〉採択し、「幼稚園制度の廃止を前提とした幼保一体化論に反対」署名運動（1542名）を実施した。〈要覧P186〉

結果、全日私幼連をはじめ各方面からの反対意見を受けて、第3回目の「幼保一体化ワーキングチーム」（平成22年11月16日開催）において、

『幼稚園存続案を含む5案が事務局から提示』され、「幼稚園制度の廃止」という危機は一先ず回避された。

しかし、その後の第4回目（12月2日開催）及び第5回目（12月20日開催）の「幼保一体化ワーキングチーム」において複数案について意見交換が行なわれた際、幼稚園制度の廃止を主張する意見も複数示され、引き続き予断を許さない状況が続いた。

（2）『教育基本法や学校教育法に位置づけられている学校教育としての幼児教育を堅持すべきと主張』

「幼保一体化ワーキングチーム」の議論において、

『学校教育法体系における学校教育としての幼児教育の価値を過小評価ないしは評価しない意見』も散見された。

全日私幼連は、平成23年1月24日付けの「幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見」〈要覧P190〉において、

『家庭教育と学校教育との役割の明確化と学校教育としての幼児教育の位置付けの明確化を』求めた。

（3）『こども園（仮称）という一つの形態に強制的に押し込むのではなく、家庭や地域の状況に応じ、幼稚園を含めた多様な選択を保障すべきと主張』

「幼保一体化ワーキングチーム」の議論において、

『現行の幼稚園制度の廃止とともに、こども園（仮称）という一つの形態に押し込もうと

する意見』も示された。

全日私幼連は、平成 23 年 1 月 24 日付けの「幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見」〈要覧 P 190〉において、

『価値観や生活様式（ライフスタイル）の多様化、都市部への人口集中と地方における人口急減・過疎化の深刻化という二極化、等々、子どもが集う施設形態の有り様も、幼稚園を含めた多様な選択を保障すべき』と主張。

結果、上記（１）・（２）・（３）の全日私幼連の主張を受けて、第 6 回目の「幼保一体化ワーキングチーム」（平成 23 年 1 月 24 日開催）において、

『①学校教育法体系における小学校就学前の学校教育としての幼児教育の位置づけは堅持する。

②幼稚園制度の存続を前提として、幼稚園・保育所・幼保一体化施設等の多様な施設タイプの併存を認める』

こと等を骨子とする幼保一体化案が事務局より提示された。

第 7 回目～第 9 回目の「幼保一体化ワーキングチーム」においては、上記の事務局案をベースとして、

『①幼保一体化施設の具体的制度設計～第 8 回目ワーキングチームの会議から「総合施設（仮称）」という名称が使用されることになった（平成 17 年 1 月 28 日中央教育審議会答申においても総合施設という文言が使用された）

◎設置主体の要件、設置認可・監督主体の所在、幼児教育の質の担保の方策等について

②給付の具体的制度設計～第 8 回目ワーキングチームの会議から「こども園給付（仮称）」という名称が使用されることになった～とりわけ応諾義務や公定価格の設定と上乗せ徴収の可否等について

③指定制～導入の目的、事業主体の要件、需給調整の在り方等～について』検討された。

第 8 回目の「幼保一体化ワーキングチーム」は、当初 3 月中旬に開催予定であったが、3 月 11 日に発生した東日本大震災の救済・復旧が最優先されたため、5 月の中旬まで約 2 ヶ月間中断された。

（４）『幼稚園の認可制度により担保されている教育の質を保障すべきと主張』

平成 23 年 1 月 24 日付けの全日私幼連「幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見」〈要覧 P 190〉。

（５）『私立幼稚園が現在行っている「園児の選考」「価格設定の自由」「宗教教育の自由」等、建学の精神に基づく私学の主体性を尊重すべきと主張』

平成 23 年 1 月 24 日付けの全日私幼連「幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見」〈要覧 P 190〉。

(6) 『現行よりも確実に質の高い幼児教育や保育を実践できるだけの財源を確保すべきと主張』

平成23年1月24日付けの全日私幼連「幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見」〈要覧P190〉。

(7) 『公定価格の設定にあたっては、実質的平等を確保する観点から、全国一律にするのではなく、地域の状況や施設の規模に応じて弾力的に行えるようにすべきと主張』

平成23年1月24日付けの全日私幼連「幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見」〈要覧P190〉。

結果、上記(4)・(5)・(6)・(7)の全日私幼連の主張は、ワーキングチームの事務局案にほぼ反映されたと思われる。

また、中間とりまとめにおいても、(1)～(7)について、全日私幼連の主張がほぼ反映されたと思われる。

3. 要検討重要論点

(1) 『国家戦略としての幼児教育の位置付けがなされる必要』

(2) 『教育と福祉の概念を整理すべき』

(3) 『家族の役割と社会の役割に対する国民の共通認識をはかるべき』

(4) 『総合施設への参入規制等のあり方について検討が必要』

(5) 『指定制における需給調整と更新制の導入は、人口急減地域の私立幼稚園の存続にとって重要な影響』

(6) 『私立幼稚園に対する私学助成制度は今後とも存続させるべき』

(7) 『幼稚園の名は今後とも存続させるべき』

※文中の要覧「全日本私立幼稚園連合会要覧 2011 版」は全日私幼連のホームページよりご覧いただけます。『URL：<http://www.youchien.com>』